

信用保証制度のご案内2019

えひめの元気を創る中小企業を応援します!



がんばる中小企業のベストパートナー

信用保証協会は、中小企業のみなさまが
金融機関から事業資金を借入する際の公的な保証機関です。



Credit Guarantee Corporation Of Ehime-ken

愛媛県信用保証協会

皆さまの
疑問にお答え
いたします。



\\知って納得\\

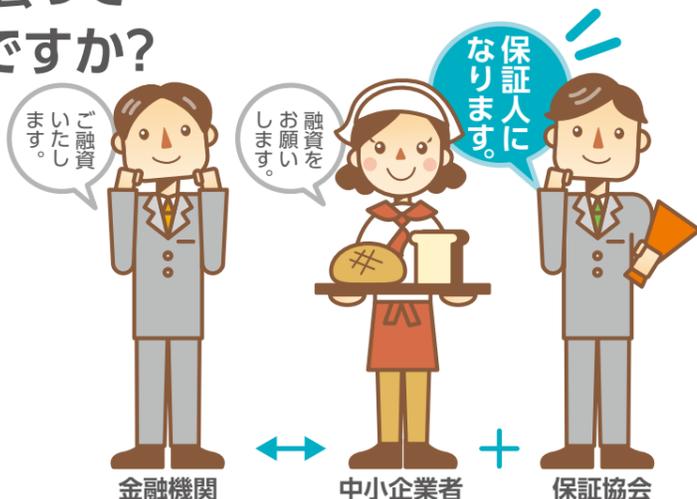
Q & A

信用保証協会 早わかり講座

Q.そもそも信用保証協会って
どういった機関なのですか？

A.信用保証協会とは

中小企業のみなさまが金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、その保証人となってお金が借りやすくなるようにサポートする公的な機関で、「信用保証協会法」に基づいて設立された特殊法人です。



Q.どれくらいの中小企業の方が
信用保証協会の制度を
利用しているのですか？

A.愛媛県で3社に1社

今、愛媛県の中小企業の約3社に1社のみなさまに信用保証協会をご利用いただいております。



Q.利用したいけれど
私たち中小企業にどんなメリットがあるの？

A.中小企業に下記の様々なメリットがあります！

信用保証協会では、お客様からお申込みいただいた保証の内容に加えて、お客様の将来性、企業家意欲などを見だし、保証しております。
信用保証制度には、地方公共団体とタイアップした「制度融資」の保証をはじめ、セーフティネット保証(経営安定関連保証)などの国の施策に基づく保証もあり、お客様のニーズに応じた保証制度をご用意しております。



資金ニーズに合わせて
選べる
保証制度。



金融機関との
取引が
なくても
融資が可能。



不動産などの
担保が
なくても
融資が可能。



金融機関からの
借入枠の
拡大が
図れます！



新規事業を
始められる
方もご利用
OK!

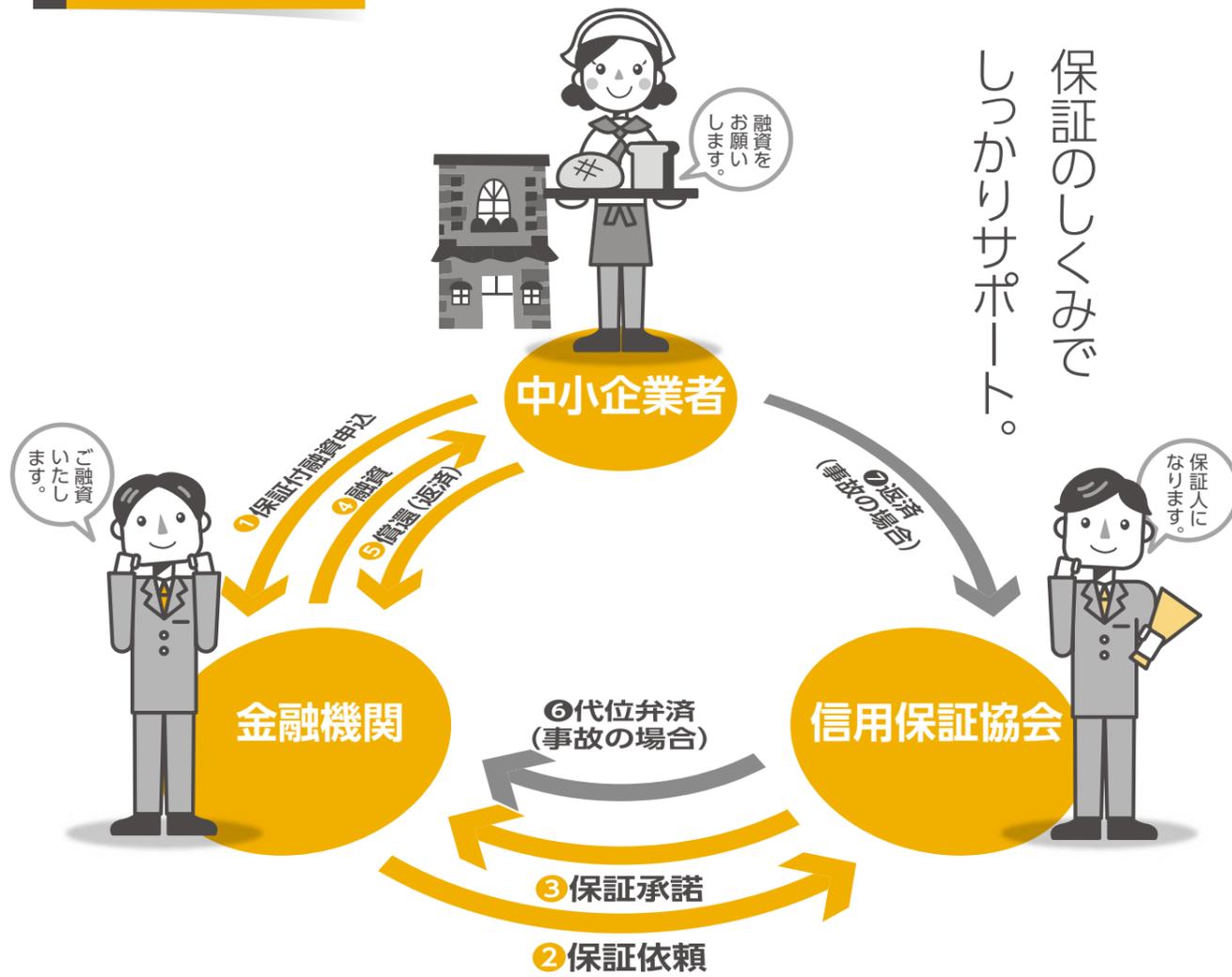


最長20年の
長期保証
期間が
あります。



信用保証料のみで様々なメリットがみなさまの事業を応援する。それが信用保証協会です！

保証のしくみ



保証の流れ

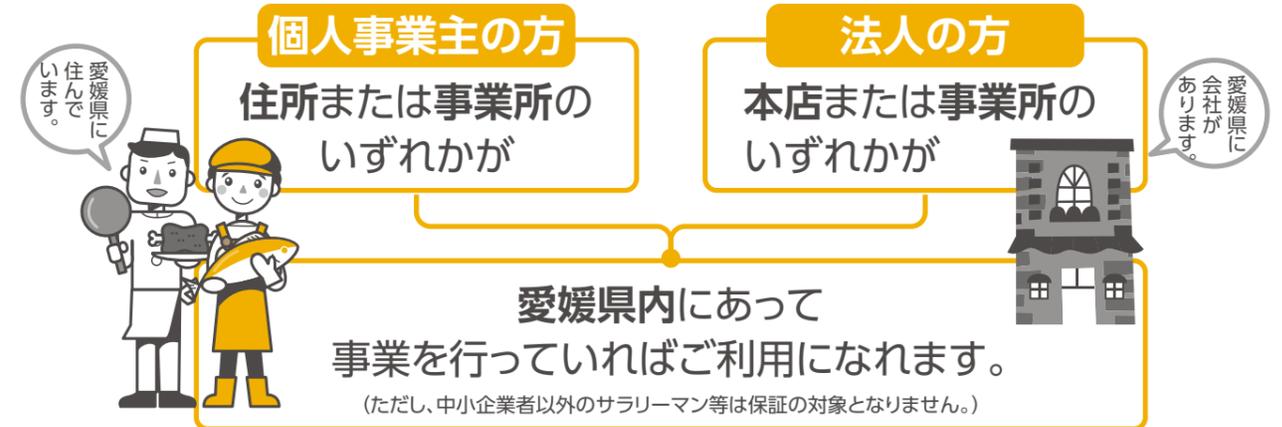
- 1 信用保証協会、または金融機関などの窓口へご相談ください。
- 2 金融機関から信用保証協会に保証依頼をします。
- 3 信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、信用保証を適当と認められた時は金融機関に対し信用保証書を発行します。
- 4 保証承諾を受けた金融機関から融資が実行されます。この時お客様に信用保証料をご負担いただきます。
- 5 融資条件の通り、借入金を金融機関にご返済いただけます。

倒産などの金融事故が発生した場合には…

- 6 万一、お客様が何らかの事情で返済できなくなった場合は、信用保証協会が金融機関へ立替払い(代位弁済)をします。
- 7 代位弁済により、信用保証協会はおお客様に対し「求償権」を取得し、債権者となります。お客様の実情を踏まえ、ご相談しながら信用保証協会に借入金をご返済いただけます。

保証をご利用いただける方

より多くの方にご利用いただけるよう幅広い業種に対応。



- 農林漁業、射的的娯楽業等の一部、金融業、非営利団体等の一部の業種や団体は、保証の対象となりません。
- 保証対象業種の中には許認可等を必要とする業種があり、これに該当する場合は許認可等を受けていることが必要です。(飲食店、薬局、美容室、酒屋、銭湯など)
- 2015年10月1日より保証対象業種を営む中小規模の特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)の信用保証が対象となりました。(ただし、一部の保証制度で利用できない制度があります。)

「資本金」または常時使用する「従業員数」のいずれかが
下表に該当していれば対象となります。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

※ソフトウェア業や旅館業など一部の業種(政令特例業種)については、左記基準がさらに緩和されています。

※生計を一つにしている家族従業員、会社役員、全くの臨時的な社員は「常時使用する従業員数」に含まれません。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

※NPO法人には、資本金の概念が無く雇用契約関係が無いボランティア社員等は従業員に含まれません。

保証の内容

安心と充実の保証内容で事業を応援。

保証限度額

個人・法人・医療法人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

資金使途

事業経営に必要な

運転資金 と 設備資金

に限られます。

担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。



保証期間

運転資金	15年以内
設備資金	15年以内 (土地・建物取得資金については20年以内)

連帯保証人

個人	原則として不要
法人	原則として法人代表者のみ

※実質的な経営者や事業承継予定者等、特段の理由がある場合は保証参加していただく場合があります。

信用保証料

基本となる信用保証料率

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(※)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有対象外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※2007年10月から金融機関が融資額に対して20%相当の責任を負担する「責任共有制度」が導入されたことにより、対象となる保証制度の信用保証料率も引き下げられました。

お客様の経営状況を踏まえた9区分の保証料率を設定しています。(国の施策による特別保証制度や県・市町の制度融資の保証については、信用保証料率が引き下げられております。)

信用保証料は、保証金額、信用保証料率、保証期間、返済方法により算出します。基本となる信用保証料率は上表のとおり9区分となっており、料率の区分は中小企業信用リスク情報データベース(略称:CRD)の評価をもとに決定します。

信用保証料のお支払方法は、金融機関において貸付時に保証期間分を一括徴収していただくのを原則としておりますが、保証金額が2,000万円を超え、かつ保証期間が2か年を超えるものについては分割払いを認めています。

信用保証料の割引について

担保提供による割引

担保提供した場合、**0.1%を割引**

※保証制度により割引対象にならない場合があります。



個人情報の取扱い

2005年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。このため、個人情報の授受について、その目的及び第三者への提供に係るお客様の同意を予め確認する等、適法に信用保証業務を行う必要があるため、下記の通り皆様のご協力をいただいております。

信用保証に係る事前相談、保証残高照会時

金融機関が信用保証に係る事前相談や保証残高照会を当協会に行う場合には、「個人情報の提供に関する同意書」【残高照会・事前相談用】にて予めお客様の同意を確認させていただいております。



信用保証委託申込時

金融機関から当協会に対する個人情報の提供、当協会における個人情報の利用目的及び当協会から関係機関への個人情報の提供等につきまして、以下の書類により、予めお客様の同意を確認させていただいております。

書式名	説明
「個人情報の取扱いに関する同意書」	・当協会宛の同意書です。 ・お申込の都度、当該保証に関連する個人1名につき各1枚、署名捺印(原則として実印)をお願いいたします。 ・信用保証委託申込書に添付してお申込ください。
「個人情報の提供に関する同意書」 【申込時・金融機関用】	・保証利用に際し、金融機関から当協会に情報提供がされることに対する金融機関用の同意書です。 ・当協会にご提供いただく必要はございません。
「個人情報の取扱いに関するご説明」	・信用保証ご利用に際して、当協会から第三者提供される関係機関に関するお客様向けの説明書です。

愛媛県中小企業支援ネットワーク会議

中小企業のみなさまにお知らせ

中小企業金融円滑化法終了後も、引き続き私たちは愛媛のがんばる中小企業を支援します!

3つの支援でがっちりスクラム



愛媛県中小企業支援ネットワーク会議メンバー

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、愛媛県商工会議所連合会、愛媛県商工会連合会、愛媛県中小企業団体中央会、えひめ産業振興財団、愛媛県中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、愛媛県事業引継ぎ支援センター、愛媛弁護士会、日本公認会計士協会四国会愛媛県部会、四国税理士会愛媛県支部連合会、愛媛県中小企業診断士協会、愛媛県よろず支援拠点、愛媛県、愛媛県信用保証協会

私たちはこれからも愛媛県の地域経済の安定、発展に貢献し、地域経済活性化に努めてまいります。

上記ネットワーク会議メンバーへお気軽にご相談ください。

アドバイザー

経済産業省 四国経済産業局、財務省 四国財務局 松山財務事務所

事務局

愛媛県、愛媛県信用保証協会

その他

保証条件変更など期中管理等において個人情報の授受を伴う手続を行う際、必要に応じ「個人情報の取扱いに関する同意書」にて同意の確認をお願いする場合がございます。

『個人情報保護に関する法律』とは

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、個人情報を取り扱う事業者の義務などを定めた法律で、2005年4月1日より全面施行されました。この法律でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日その他により特定の個人を識別することができるものをさします。

当協会では、同法を遵守すべく個人情報保護宣言を制定し、ホームページ等によって公表したうえで、個人情報を適正に取得し、また利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはございません。

取得後は情報の漏洩や減失を防ぐために安全管理措置を講じ、ご本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供することはございません。

愛媛県信用保証協会

本 所 ※2019年10月松山市千舟町に移転します。
〒790-8651

松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1～3階

■松山事業部

保証一課 TEL(089)931-2118
保証二課 FAX(089)931-2174
管理課

《業務区域》松山市・東温市・伊予市・久万高原町・
砥部町・松前町

■総務部

総務課 TEL(089)931-2111(代)
FAX(089)931-2107

電算課 TEL(089)931-2115
FAX(089)931-2170

■業務統括部

企業支援課 TEL(089)931-2116
(089)931-2114
FAX(089)931-2107

管理推進課 TEL(089)931-2117
FAX(089)931-2107

■監査室

TEL(089)931-2180
FAX(089)931-2107

新居浜支所

〒792-0025

新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階
保証課

TEL(0897)33-8282 FAX(0897)33-8284

管理課

TEL(0897)33-8292 FAX(0897)33-8293

《業務区域》新居浜市・西条市・四国中央市

今治支所

〒794-0042

今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階

TEL(0898)23-0170 FAX(0898)23-0758

《業務区域》今治市・上島町

八幡浜支所

〒796-8691

八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階

TEL(0894)22-2003 FAX(0894)22-3137

《業務区域》八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

宇和島支所

〒798-0040

宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階

TEL(0895)22-6556 FAX(0895)22-6583

《業務区域》宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

LINE

保証協会の
ホットな話題を
お届けしています。



愛媛県信用保証協会の
ホームページも併せてご活用ください。

愛媛県信用保証協会

検索

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>